

行政文書非公開決定通知書

27上総調第320-3号  
平成27年12月3日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関 名古屋市上下水道局長  
小林 寛 司



平成27年10月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	上下水道局が把握している、埋め戻し材に鉄鋼スラグを使った工事に関して、以下のもの ・ 施工業者一覧 ・ 調査の結果がわかるもの（高炉スラグ・転炉スラグ・電気炉スラグのいずれか。また、鉄鋼スラグ作製業者名）
公開しない理由	当該請求にかかる行政文書について作成または取得していない為、不存在です。
備考	〈決定を行った所管課公所〉 上下水道局総務部調査課 TEL052-972-3713

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（名古屋市上下水道局長が被告の代表者となります。）処分取消しの訴え・（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消訴訟が提起することができなくなります。

注 問い合わせ先 市民情報センター TEL:972-3153（直通） FAX:972-4127